

日本臨床工学技士連盟規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この連盟は、日本臨床工学技士連盟という。

(事務所)

第 2 条 この連盟は、事務所を東京都内に置く。

(構 成)

第 3 条 この連盟は、次の者で構成する。

- (1) 臨床工学技士の資格を有する者
- (2) 前号の者のほか、この連盟の目的に賛同する者

(目的及び事業)

第 4 条 この連盟は、臨床工学の発展及び臨床工学技士制度に関わる政治活動を行い、もつて、国民の医療、福祉に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 研究会及び講演会の開催
- (2) 機関誌その他印刷物の発行
- (3) 関係方面への宣伝活動
- (4) その他必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の入退会)

第 5 条 連盟の入退会は、この連盟を通じて行う。

- 2 この会は、第 4 条の目的に賛同し、年会費を支払った者をもって会員とする。
- 3 会員の資格は、退会の申し出がない限り、毎年自動的に継続される。
- 4 退会するときは、退会届を提出し申し出る。

(会員の義務と権利)

第 6 条 会員は、会費負担金の納入及びこの連盟の事業に協力する義務を有するとともに、事業への参加及び運営に対する意見を述べる権利を有する。

- 2 会員は、いかなる理由でも会費等の返還を求められない。
- 3 会員は、連盟の決定に応じないとき、執行理事会の議決により除籍される。

第 3 章 役 員

(役員の種類)

第 7 条 この連盟に、次の役員を置く。

- (1) 執行理事 2 名以上 20 名以内
- (2) 監事 1 名
- (3) 会計責任者 1 名
- (4) 会計職務代行者 1 名

2 執行理事のうち 1 人を理事長、2 名を副理事長とする。

(役員を選出)

第 8 条 この連盟の役員を選出は、この連盟の執行理事会で行う。

2 理事長及び副理事長の選任は、執行理事会の互選による。

(役員解任)

第 9 条 役員として相応しくない行為があった場合、執行理事会の議決により解任できる。

(役員職務)

第 10 条 理事長は、連盟を代表し会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

3 執行理事は、理事長の旨を受けて会務を分掌処理する。

4 監事は、この連盟の会計を監査する。

(任期)

第 11 条 役員任期は、1 月 1 日 12 月 31 日までを 1 年とし、計算の上 5 年とする。

2 理事長にあつては、3 期を超えて再任はできない。

3 役員に欠員が生じたときは、補欠選任をする。

4 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 12 条 この連盟の会議は、理事会とする。

(会議の構成)

第 13 条 執行理事会は、執行理事をもって構成する。

2 理事長が必要と認めるときは、構成員以外の者を参加させることができる。ただしこの場合は、表決に参加することはできない。

(会議の成立)

第 14 条 会議は、執行理事の過半数の出席で成立する。

(会議の議決)

第 15 条 会議の議決は、出席執行理事の過半数により決する。ただし可否同数のときは議長の判断で決する。

2 会議の表決は、委任状あるいは書面によるものを認めない。

(会議の招集)

第 16 条 会議は、理事長が招集する。

2 執行理事会は、毎年 2 回招集する。

3 理事長は、前 2 項のほか、必要なときに招集することができる。

4 前各項にかかわらず執行理事の 3 分の 2 以上から招集要請を受けたとき。

(会議の議長)

第 17 条 執行理事会の議長は、理事長が務める。

(執行理事会の機能)

第 18 条 執行理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

(1) 運営方針等の企画立案

(2) 予算案及び決算の承認

(3) 事業方針及び事業報告の承認

(4) 規約の改廃

(5) その他重要な事項

(議事録)

第 19 条 会議を開催したときは、議事録を作成する。

(理事会等)

第 20 条 理事長は、必要に応じて執行理事会の議を経て理事会を設置することができる。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 21 条 会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(経 費)

第 22 条 連盟の経費は、会費、負担金、寄付金、および事業に伴う収入をもって充てる。

(会 費)

第 23 条 年会費は、3000 円とする。

(資産の管理)

第 24 条 資産の管理は、理事長が行うものとする。ただし、理事長が指名した担当執行理事に代行させることができるものとし、管理者は政治資金規正法上の会計責任者とする。日常の金銭・物品の管理は、前項の管理者の旨を受けて職務代行者が担当できる。

第 6 章 補 則

(解 散)

第 25 条 連盟を解散するときは、執行理事会で 3 分の 2 以上の賛成によらなければならない。

(改 変)

第 26 条 この規約を改変するときは、理事会で半分以上の賛成によらなければならない。

附 則

1. この規約は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
2. この規約施行に伴い発足時の規約を撤廃する。